

定額減税しきれなかった方への給付金 (調整給付金【不足額給付分】)のご案内

武雄市の給付金を装った詐欺等にくれぐれもご注意ください！

武雄市から給付金に関して、電話やメールによる案内をすることはありません。

令和6年分所得税、または令和6年度（令和5年分）個人住民税所得割において、定額減税の対象外となった方のうち、一定の要件を満たす方に対して、「調整給付金(不足額給付分)」（以下「不足額給付」という。）を支給します。

対象者

次のすべてに該当する方です。

- 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
(本人として定額減税の対象にならない方)
- 税制度上、「扶養親族」の対象とならない（ご家族の扶養親族としても定額減税の対象にならない）
- 低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員(注1)に該当していない
(注1)ここでの「低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員」とは、下記の給付金の対象となった世帯主・世帯員を指します。
 - ・令和5年度非課税世帯給付金（7万円）、均等割のみ課税世帯給付金（10万円）
 - ・令和6年度非課税世帯等給付金（10万円）

支給額

原則 4万円※

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合など、支給対象者の状況によっては1万円または3万円となります。

申請方法

同封されている「申請書」の提出、またはオンラインにて申請してください。

郵送・窓口 申請

同封されている申請書に必要事項を記入し、本人確認書類や口座確認書類を添付の上、同封の封筒または、税務課窓口にて提出してください。

オンライン 申請

お手持ちのスマートフォン等で右のQRコードを読み取り、武雄市行政手続きオンライン申請システム(Graffer)にて電子申請をしてください。

※電子申請を行うには、マイナンバーカードが必要です。



「申請書の見方」については、このチラシの裏面をご確認ください。

なお、「オンライン申請」は、「郵送・窓口申請」と比べて、より早く給付することができますので、ぜひご利用ください！

申請期限

令和7年10月31日(金)まで ※当日消印有効

※申請は期限厳守をお願いします。

申請期限を過ぎて支給確認書等の提出がない場合は、支給を辞退したものとみなし、給付金は支給できませんのでご注意ください。

<お問い合わせ>

武雄市調整給付金コールセンター

●受付時間 8:30~20:00（土日祝日を含む）

☎ 0570-03-3160

※開設期間：令和7年10月31日まで

(表面)

843-6639
佐賀県武雄市武雄町大字昭和
12番地10
税務 太郎 様

令和7年8月 日

確認番号 111111

佐賀県武雄市長
小松 政

武雄市定額減税調整給付金（不足額給付分）申請書

あなたは、下記の要件を満たす場合において、令和7年度に実施する武雄市定額減税調整給付金（不足額給付分）の支給対象者に該当いたします。

つきましては、下記の要件をご確認いただき、該当される場合は、下記の期限までに、**本申請書**及び**本人確認書類**等を武雄市役所 税務課窓口に、または同封の返信用封筒にてご提出ください。

なお、**申請期限を過ぎて提出された申請書は、一切受け付けることはできませんので**、ご了承ください。

【申請期限】 **令和7年10月31日（金）** ※当日消印有効

【支給対象者の要件】（次の要件の全てを満たす方）

- 令和6年分所得税額および令和6年度分個人住民税所得割額がいずれも0円（本人として定額減税の対象にならない方）
- 税制上で、「扶養親族」の対象とならない（扶養親族としても定額減税の対象とならない）（青色事業専従者または事業専従者（白色）の方、合計所得金額が48万円超である方）
- 低所得者向け給付金対象世帯の世帯主・世帯員（注1）に該当していない
（注1）ここの「低所得世帯向け給付対象世帯の世帯主・世帯員」は、下記の対象となった世帯主・世帯員を指します。
・令和5年度非課税世帯給付金（7万円）、均等割のみ世帯給付金（10万円）
・令和6年度非課税世帯等給付金（10万円）

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック印してください。

☒ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

①上記の支給要件に該当する場合、原則として4万円（※）が支給されます。
ただし、市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には支給されません。
※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合など、本人の状況によって3万円または1万円となります。

②以下のいずれにも該当しません。
・令和6年度に実施された定額減税の対象であった
・令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付を受給した
・令和6年度に実施された調整給付（当初給付分）を本人分または扶養親族等分として受給した

③調整給付金（不足額給付分）の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することにご同意します。

④公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

裏面も必ずご確認の上、必要事項をご記入ください。

①支給対象者(住所・氏名)

②確認番号 ※オンライン申請時に使用

③オンライン申請用QRコード

④支給対象者の要件

この給付金の対象となる方の要件を記載しています。
要件①、②、③の全てを満たす方が支給対象
となります。

⑤ 誓約・同意事項チェック欄

枠内の「誓約・同意事項①～④」をご確認の上、
記載事項の全てに誓約・同意いただける場合は、
☐にチェック（√）を記入してください。

※チェックがない場合は、書類不備として再提出をお願いすることになります。

(裏面)

①. 申請書

(フリガナ)	性別	生年月日	現住所
氏名 ゼイム タロウ 税務 太郎	男	明治・大正・昭和(可決) 18年3月1日	武雄市武雄町大字昭和12-10 電話 090 (****) ****

【代理申請する場合】

(フリガナ)	本人との関係	性別	代理人生年月日	代理人現住所
代理人氏名		男女	明治・大正・昭和・平成 年月日	電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 保証料を支払った(不足額給付分) 申請書の提出を委任します。			本人氏名	署名

②. 振込口座（原則、①. の申請・請求者の口座とします。）

以下のいずれか一つのチェック欄 (□) にレを入れてください。

☐ ①右に記載の口座への振込みを希望します。
※市で振替している口座がない場合は申請となります。

☐ ②マイナンバーカード等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込を希望します。(通帳等の写しは不要)
※マイナンバーカード等から公金受取口座を登録していることが必要。

☒ ③下記の口座への振込を希望します。
(通帳等の写しを本様式に添付する必要があります。長期間入金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
①都庁東海 ②日本共済 ③京都7信濃通 ④京通	武雄	普通 当座 定期 2活預	1 2 3 4 5 6 7	ゼイム タロウ
金融機関コード	支店コード	2活預		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (前頁がある場合は) 裏面に記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行に開設された口座は、対応店舗の窓口またはゆうちょキャッシュカードに記載された記号・番号を1位まで入力してください。			

※振込口座が複数あるなど、ご自身より口座番号より振込方法には、お振込み先、お振込み金額、お振込み回数などの入力が必要です。またお問い合わせください。

提出書類

※記載もれやチェック漏れ、提出書類の不備がないようご確認ください。書類に不備がある場合、再提出をお願いすることになります。

- ☒ 『武雄市定額減税調整給付金（不足額給付分）申請書』（本書類）
- ☒ 『本人（代理人）確認書類の写し（コピー）』
（マイナンバーカード（表面）、運転免許証、パスポート等の写し（コピー）※いずれか1つ）
※代理人による申請の場合は、本人及び代理人の本人確認書類が必要です。
- ☒ 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』（「2. 振込口座」で③をチェックした方のみ）
（通帳やキャッシュカードなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義を確認できる部分の写し）

本申立ての内容に相違ありません。

令和 7 年 9 月 1 日 申請者氏名 **税務 太郎**

⑥申請者情報

申請者（支給対象者）の氏名、性別、生年月日、
現住所、電話番号（※日中連絡の取れるもの）を
記入してください。

⑦代理人記載欄（代理申請時）

支給対象者本人による申請書の提出ができない場合、
代理人により提出することができます。

代理人による提出を行う場合は、「本人、及び代理人の本人確認書類の写し(コピー)」を添付して提出してください。

⑧振込口座の設定

ご希望の振込口座の□にチェック(✓)を入れてください。

①は、右の枠内に口座情報の記載がある場合に、
②は、マイナポータル等で公金受取口座を登録して
いる場合のみ選択できます。

※上記①②を選択された場合は、通帳等の写しは不要です。

※③を選択された場合は、当該通帳等の写しを必ずご提出ください。

⑨署名欄

本人が自署できないなどやむを得ない場合を除き、
申請者本人による署名をお願いします。